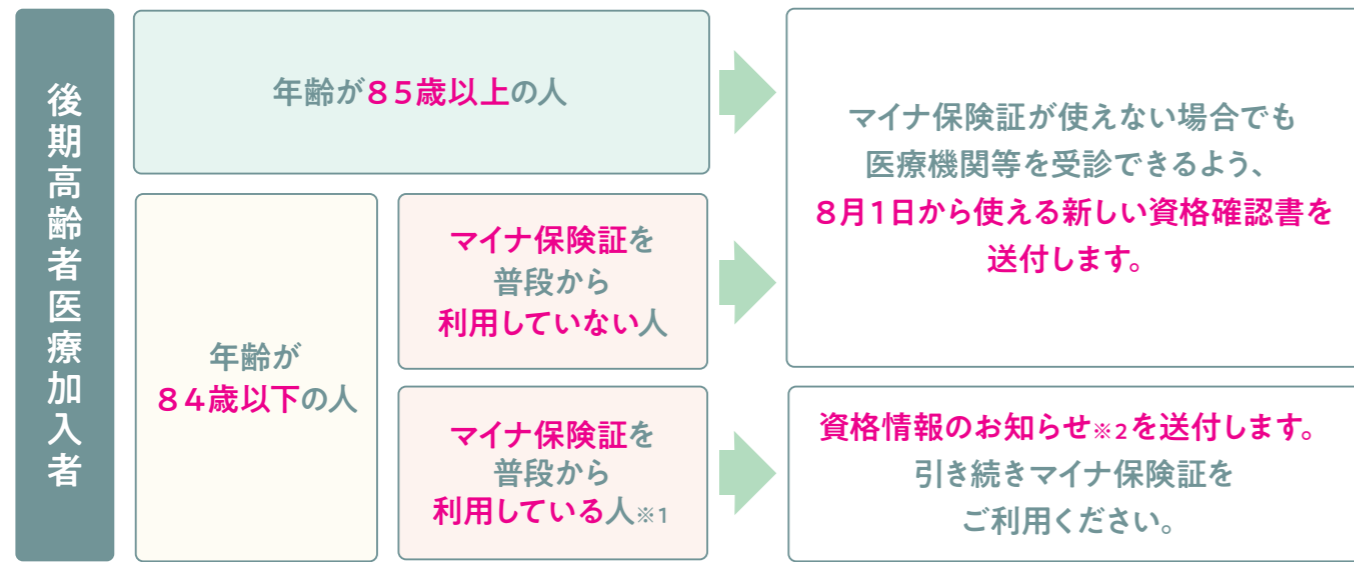


8月から後期高齢者医療の資格確認書(被保険者証)が切り替わります

問 市庁舎 1階 6番窓口 (保険課 高齢者保険料係) ☎25-2116

色は「桃色」になります

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は令和8年7月下旬に郵送します。8月からの「資格確認書」は桃色です。



※1: マイナ保険証を普段から利用している人は以下の条件をともに満たす人です

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
- ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している人

※2: ご自身の被保険者資格を簡単に把握できる、A4サイズのお知らせ

8月1日からの介護保険の『負担限度額認定』の更新について

問 市庁舎 5階 53番窓口 (健康長寿課 介護サービス係) ☎25-2390

●現在、認定証(オレンジ色)を持っている人は、有効期限が7月31日のため、更新の手続きが必要です。

対象

市の介護保険の認定を受けていて、下記のいずれかの条件に当てはまる人

▼令和8年度市民税非課税世帯の人(世帯が別の配偶者も市民税非課税)で、預貯金等の資産が基準額以下の人。

※配偶者については、世帯が別でも判定の対象です。

※基準額についてはQRコードをご確認ください。

▼生活保護を受給している人



▲詳細は市ホームページ

申請の手続き

認定証の発効日は、申請した月の1日からとなりますので、8月中旬に更新の手続きをしてください。申請が遅れた場合、さかのぼって認定することはできません。

申請に必要なもの

- ▼介護保険負担限度額認定申請書
- ▼本人および配偶者の預貯金等が確認できるもの(預金通帳の写し等)
※本人および配偶者名義のものは全てご提出ください。

新規の交付申請については、随時受け付けています。

『負担限度額認定』とは？

介護保険施設への入所やショートステイを利用する人が認定証を提示することで、居住費と食費の負担が一定の金額となります。

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書、通知書を郵送します

問 市庁舎 1階 6番窓口 (保険課 高齢者保険料係) ☎25-2116

	普通徴収		特別徴収
対象	納付書で納付する人	口座振替で納付する人	年金から天引きで納付する人
送付書類	通知書・納付書	通知書	通知書
納入方法	金融機関、コンビニエンスストア、PayB、PayPayでの納付	口座振替	年金天引き
送付時期	7月中旬		7月下旬
納期限	7月～来年3月までの毎月末日(計9期) ※12月のみ25日、末日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日		—

納付は便利な口座振替で

納付書を使って納付する人は、ぜひ口座振替をご利用ください。



後期高齢者医療保険料の計算(令和8年度)

令和8年度からの保険料は、今までの保険料に「子ども・子育て支援金」(子ども分)を加えることになりました。▶「子ども・子育て支援金」の詳細は14ページ

保険料(年額)	=	医療分	+	子ども分
医療分※1 10円未満切り捨て	=	均等割額 66,340円	+	所得割額 総所得金額等 -基礎控除額 × 所得割率 11.70%
子ども分※2 10円未満切り捨て	=	均等割額 1,339円	+	所得割額 総所得金額等 -基礎控除額 × 所得割率 0.25%

- ※ 保険料は世帯の状況と令和7年中の所得金額を基に計算し、決定しています。
- ※1,2 「医療分」の上限額は年額85万円、「子ども分」の上限額は年額2万1千円です。
- ※ 保険料は福岡県内どの地域でも同じ基準で計算されます。

くらしを支える
保険と年金のお知らせ